（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	宮城県クレー射撃場
指 定 管 理 者 の 名 称	一般社団法人宮城県猟友会
施 設 所 管 部 課 (室)	環境生活部自然保護課

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理者	社団法人宮城県猟友会	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理者	社団法人宮城県猟友会	
平成24年 4月 ～ 平成29年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	一般社団法人宮城県猟友会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4－17（宮城県仙台合同庁舎内）
指　定　期　間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5か年）	
募　集　方　法	■ 公募 □ 非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	宮城県クレー射撃場	
所　在　地	柴田郡村田町大字足立字大平山1番24	
設　置　年　月	平成11年7月	
根　拠　条　例　等	クレー射撃場条例	
設　置　目　的	狩猟の適正な実施及び野生鳥獣の保護に関する思想の向上に資するとともにスポーツとしての射撃の普及振興を図るため，クレー射撃場を設置する。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	327，157．73㎡
	構　造	木造平屋
	内　容	管理棟 （大研修室，小研修室，事務室他）597．06㎡ 付属棟（機械室）28．98㎡ 射撃場 トラップ射撃場 1面 トラップ・スキート併用射撃場 2面 スキート・ラビット併用射撃場 1面 プーラーハウス 4棟 他
開　館　（　所　）　日	3月1日～11月30日の期間 ・火曜日、水曜日（祝祭日を除く）及び祝祭日の翌日（土，日曜日は除く）を除く日 12月1日～翌年2月末日の期間 ・火曜日、水曜日及び金曜日（祝祭日を除く）及び祝祭日の翌日（土，日曜日又は休日に当たる日を除く） ・12月28日～翌年1月3日を除く日	
開 館 （ 所 ） 時 間	3月1日～10月31日 午前 9時～午後5時 11月1日～11月30日 午前 9時～午後4時 12月1日～ 2月末日 午前10時～午後4時	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	・射撃場の使用の許可に関する業務 ・射撃場の維持管理に関する業務 ・上記業務のほか，知事が別に定める業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	■ 有 □ 無
	利用料金の名称	施設利用料金・標的放出機利用料金

4. 施設利用実績【施設所管課記入（太枠内は指定管理者記入）】

(1) 開館(所)日数及び利用者数　（令和7年1月～2月休業日増加）

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	278 日	287 日	278 日	100.0%	96.9%
延べ利用者数	5,300 人	5,338 人	5,161 人	97.4%	96.7%

(注)対象施設が複数ある場合は，施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
猟友会	3,100 人	3,124 人	2,936 人	94.7%	94.0%
一般	446 人	449 人	445 人	99.8%	99.1%
県外	1,020 人	1,030 人	1,253 人	122.8%	121.7%
日クレー	734 人	735 人	527 人	71.8%	71.7%
合　　計	5,300 人	5,338 人	5,161 人	97.4%	96.7%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入（太枠内は指定管理者記入）】

(1) 収入　　（単位：千円，％）

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	1,500	1,987	3,023	201.5%	152.1%
利用料金収入	30,566	26,572	28,058	91.8%	105.6%
その他	2,216	13,839	5,856	264.3%	42.3%
収 入 計 (a)	34,282	42,398	36,937	107.7%	87.1%

(2) 支出

人件費	14,480	15,670	14,287	98.7%	91.2%
施設管理費	5,276	4,654	4,851	91.9%	104.2%
事業運営費	12,408	12,778	12,732	102.6%	99.6%
その他	2,118	8,806	3,521	166.2%	40.0%
支 出 計 (b)	34,282	41,908	35,391	103.2%	84.4%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	490	1,546	-	315.5%
前期繰越収支差額	-	1,406	1,896	-	134.9%
次期繰越収支差額	-	1,896	3,442	-	181.5%

自主事業の収支実績（射撃用品等販売、射撃大会事業、射撃奨励事業、教習射撃事業、技能講習受託）　※ 管理運営収支内数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
(1)収入	2,216	7,447	2,856	128.9%	38.4%
(2)支出	2,118	7,606	2,321	109.6%	30.5%
(3)収支	98	-159	535	545.9%	-336.5%

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	施設内外の巡回・点検清掃を常時実施するとともに、業者による定期的な点検整備（併浄化槽の維持管理、受水槽の維持管理、井戸及びろ過装置の維持管理、空調設備理等）を実施している。　建物の警備については、警備保障会社との夜間及び射撃場休場日の機械警備の契約を締結するとともに、地元警察署、駐在所等の連絡体制をとるなどの万全を期している。	業者による定期的な設備の保守管理を適切に実施するとともに、場内の清掃及び冬場の雪かき、夏場の草刈りなど場内の環境整備を職員・ブーラーが計画的に実施し、利用者のため快適に利用できるよう努めた。 県からの賃借物件については、常に保守点検に努め、破損紛失等のないよう努めた。施設・設備の老朽化が進んでいるため、故障箇所の早期発見、県との情報共有に務め、迅速な対応ができた。	A	施設の適切な維持管理及び、利用者が快適に利用できる環境づくりに務めたと認められる。	A
	収支実績	当期収入合計　36,937千円(うち県猟借入金3,000千円) 当期支出合計　35,391千円(うち県猟借入金返済1,200千円) 当期収支差額　1,546千円 前期繰越収支差額　1,406千円 次期繰越収支差額　1,896千円 県猟からの累積借入金13,641千円	指定管理料150万円に加えて臨時的に光熱費等高騰による603千円の交付を受けた。また、別途人件費高騰対応補助金920千円の交付を受けたことで、前年度より収支が改善している。しかし、クレー（標的）1枚当たりの仕入価額が令和8年1月から2円（税抜）値上げされたことや、人件費、光熱水道費が今後も増加することが見込まれること及び、度重なるクレー、装弾の値上げにより、利用者数、1人当たりのクレー使用枚数が減少していることから、今後もより一層の利用者の拡大、経費節減に努める必要がある。	A	条例を改正しクレーの仕入れ値の上昇に合わせて販売額を値上げできるようにし、合わせて入場料も値上げを実施したことから前年度より収支状況は改善している。しかし人件費の高騰や光熱費の上昇があり収支状況は厳しい状態が続いている。R8．3月より休業日を1日増やしたことによる経費削減の実施や、大会誘致等による利用者数の確保をに向けた取り組みを継続し、引き続き収支改善に向けて尽力いただきたい。	A
効率性	管理運営体制	利用者数（予約状況等）に応じた適正な人員（ブーラー）を配置している。新人のブーラーの教育にあたるベテランのブーラー・職員は、新人が自立できるまで十分な教育・サポートを実施している。また、宮城県クレー射撃場管理運営委員会（年4回開催）において、職員に対する必要な指導・教育ができているか検証し、問題があれば、本人と話し合う等適切な管理運営を実施している。	ブーラーの退職がある場合、迅速に新人ブーラーを確保するとともに、新人教育について、十分な研修期間を設け、確実に必要な教育を実施している。また、土日曜日のみ対応可能なアルバイトを確保し、確実に必要な研修を実施している。新型コロナ感染対策も引き続き、マスク、手指のアルコール消毒等を確実に実施し、感染者の発生を防いだ。来場者が多い日には、職員二人も交替でブーラーに入るなど滞りなく営業できた。	A	適切な運営ができるようにブーラーの人員確保や新人教育を実施するとともに、土曜日及び日曜日のみ対応確保なアルバイト職員を確保して運営をしていただいている。 多忙期には職員もブーラーを行うなど利用者が安定して利用できる運営体制を維持していたと認められる。	A
	人員体制	正規　2 人	非正規　4 人			
	運営業務（ソフト事業等）の実施	利用者の利便性のため次の事業を行った。 ・装弾の販売（十二村銃砲店に委託） ・射撃用品（ベスト、帽子、手袋等）の販売、ジュース等の飲み物の販売（自動販売機設置） ・令和5年度の開設したHPにより、射撃場の予約状況・営業日等の情報を提供し、利用者の利便性を向上させている。 ・井戸水は飲料不適（鉛害）であるため、冷水器による飲料水の無償提供を行っている。	計画通り実施した。なお、ウオーターサーバーは年間15万円かかり、経営の足かせになっている。 令和5年に開設したHPについては利用者目線で常に改善を図り、新人シューターフォローアップ講座、シニア限定射撃大会等新しい企画を紹介するなど、利用者拡大及び利用者の利便性向上につなげる改善・工夫に取り組んでいる。	A	利用者がより便利に施設を利用できる環境づくりのほか、新人シューターフォローアップ講座、シニア限定射撃大会等新しい企画をHPにて紹介し利用者の拡大にも務めるなど利用者目線で考え改善を行う等の工夫もみられたのでこのような取り組みを継続していただきたい。	A
有効性	利用実績	入場者数5,161人、大研修室利用（全日14回、半日13回）、小研修室利用（全日3回、半日79回）、標的放出機使用枚数、T／S 383,835枚、その他912枚 新型コロナの影響で利用者が減少した令和2年度、3年度に比べ、日クレー射撃協会主催の全国大会等の誘致や本会支部射撃大会開催回数増等により、令和4年及び令和5年度は利用者を増やすことができた。しかし、令和6年度・7年度は度重なる標的及び装弾の値上げにより利用者がやや減少し、1人当たりのクレー使用枚数も減少が続いている。	利用者の大幅な増加は難しいが、利用者拡大に向け、猟友会各支部射撃大会等の開催増加、日クレー射撃協会のブロック公式戦の誘致等全力で取り組んでいる。 令和8年3月から定休日を1日増やして、2日としたことの収支の影響について、売り上げの減少分を、ブーラーさんの人件費等の減少が上回るように経営努力を続けることとする。	A	物価高騰によるクレーの仕入れ値の値上げに伴い販売価格を値上げして対応しているがその影響かやや入場者数が減少傾向である。厳しい状況の中でも大会の誘致や人件費の削減等の取り組みを実施していただいており、今後も利用者の増加及び収支改善に向けて尽力いただきたい。	A
	利用者サービスの向上	射面に常設の待合テントを4基新設した。射台に移動式雨除けテントを設置し、日クレー会員の利用拡大を図っている。・ホール内を禁煙とし、外部に喫煙用の灰皿を設置。・装弾の販売を十二村銃砲店に委託し、来場すれば弾を購入できる体制を整備。・射撃大会の順位表作成・優勝者の写真を掲示並びに賞状の印刷など利用者の便宜を図った。・ホール内に飲料水の給水器（無料）を設置し、利用者への便宜を図った。	天候が悪い日等の対策に3年前に自費で設置した待合テントは、利用者から高評価を得ている。オリンピックで使用したクレー雨除けテントの払い下げ（有償）で設置したことで、日クレー協会員の利用拡大に繋がっている。装弾販売の委託業者と定期的に打ち合わせを実施し、装弾の安定的確保、比較的低価額で提供に取り組んでいる。　受動喫煙対策等は利用者の理解を得て計画通り実施している。	A	射撃場内で弾を購入することができる環境整備、雨除けテントの整備等利用者が快適に利用できる環境整備に務めていただいた。 また利用者からの意見を反映し、ホール内を禁煙とし受動喫煙対策を実施・継続するなど利便性の確保にも務めていただいた。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・ご意見カード回収箱を設置し利用者の要望の把握に努めた。・回収したカードについて、管理運営委員会で審議分析し、指摘があった内容は速やかに従業員・装弾販売委託業者と共有し確実に改善し、射場の運営に活かしている。 利用者から、設備の老朽化を指摘する投稿が多かったが、修繕計画等を丁寧に説明し理解を得ている。また、令和5年8月の落雷被害により、大研修室のエアコンが不調となり利用者に不便をかけていたが令和7年度の大修繕により従前のサービスを提供できるようになった。	利用者から苦情や要望があった場合、その都度、職員が受け止め丁寧に対応している。また、利用者カードでの指摘は射撃場管理運営委員会に諮り県に報告するとともに、具体的な対策・改善に取り組んでいる。落雷被害によるエアコン設備の破損については、令和7年度の大修繕での全面改修前には、簡易エアコンの設置など応急的な対応をとるとともに丁寧に利用者に説明し理解を得ながら運営している。	A	ご意見カードによる苦情や要望に対し、運営委員会に諮りその都度改善に取り組んでいただいた。落雷被害によりエアコン設備が使用できなかった際には利用者へ不便をかけることとなったが簡易エアコンの設置による応急的な対応のほか利用者へ丁寧に説明し理解を得られるように務め適切に運営をしていただいた。	A
その他	県民の平等利用	・当施設は、狩猟を行う者の射撃訓練研修、及び有害鳥獣捕獲等公益活動の訓練の場とする者、競技射撃を行う者、レジャーとしてクレー射撃を行う者等に広く解放されるものであり、これを同等に受け入れる体制としており、使用拒否の件数はなかった。 ・また施設は、初級者から上級者まで多様な来場者及び猟友会、クレー射撃協会、銃砲関係者等主催大会が開催されるため、柔軟に対応できるよう日程調整等に十分配慮した。　・射撃場活性化対策に係る事業（新人シューターフォローアップ事業）により初心者が利用しやすい環境を作っている。	狩猟免許試験会場や狩猟免許更新講習会場として利用されるなど公的利用も増え、手軽に利用できる施設としての県民の認識も向上している。 　また、県（自然保護課）が企画し実施している「新人ハンター養成講座」「新米ハンターレベルアップ講座」の会場として研修室を使用してきた。 射撃場は敷居が高いという初心者向けに射撃場見学者を随時受け入れている。また、新人シューターフォローアップ講座受講者から射撃場利用の敷居が低くなったとの評価を得ている。	A	狩猟をおこなうものへの研修施設として、狩猟免許試験や狩猟免許更新の講習、県が実施する新人ハンター養成講座等の会場としての利用のほか、各種射撃大会の会場としての利用もあり幅広い層の利用者に対応していただいた。	A
	安全対策	・射台のみならず施設内での銃・弾の取り扱いには、職員はもとより、利用者を含めた安全管理に対する意識を徹底し、事故の発生を防ぐことができた。施設内の巡視・設備の点検は毎日実施、特に射台及び周辺、銃手入れ室の点検は射場管理者が常に巡回し、事故防止及び火災予防に努めている。また、労働安全衛生に関する職員研修会を実施している。	新型コロナウイルスを始めとする感染対策について、県自然保護課の指導に沿い、クレー射撃場管理運営委員会で対策を実施してきた。銃・弾の事故は、慣れが一番の原因であるとして、安全管理の徹底を毎日のミーティング等を通じて職員全員で確認してきた。建物内外の火災の防止及び事故防止について、消防用設備等保守点検業者及び電気工作物保安等業者による定期点検を実施するとともに、防火管理者を定めて消防計画を策定し、所轄消防署の指導を得て、防火訓練を徹底している。	A	消防設備や自家用電気設備などの施設保全点検を実施し、防火管理者を定めて消防計画を策定し消防訓練を行うなど適切な管理運営体制により来場者の安全確保に務めたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	・　宮城県猟友会個人情報保護規程により、個人情報の保護に努めた。 ・　個人情報保護規程を職員に周知徹底した。	計画通り実施した。	A	個人情報の管理について、適切に取り扱われていると認められる。	A
	自主事業の実施	○射撃大会の実施 新型コロナ対策を講じた上で、射撃大会を実施(安全祈願祭射撃大会(44名出場)、夏季射撃大会(78名出場)・　秋季射撃大会(69名出場)、新規企画:シニア限定月例大会(毎週第2金曜日)11名エントリー)及び各支部射撃大会)。 ○狩猟者確保のための講習会の実施 ・有害鳥獣捕獲隊員特別研修　36名受講	新たに射撃大会事業として、シニア限定月例大会(毎月11名エントリー)を実施。4年目となる春の安全祈願祭射撃大会は、参加者の定着を図り、新型コロナ感染対策を講じながら、利用者確保と利用増進を図るため、前年度参加者へのはがき作戦や大会時の賞品を工夫するなど創意工夫により参加者の確保に努めた。また、冬期間の利用者確保対策として、県外利用者、特に山形県からの利用者に射撃場・県境の支部から声掛けを行うなど利用増進に努めた。 講習会は、有害鳥獣捕獲特別研修(新人対象)、新人シューターフォローアップ講座(初心者対象)等の開催により、当射撃場利用のきっかけづくりとすることができた	A	各種射撃大会の開催や誘致に取り組んでおり、利用者の増加に努めていただいた。 初心者向けの講座を実施し、射撃場の利用のきっかけ作りをおこなったほか、県外利用客の確保に向けた取り組みを実施するなど利用者の増加に向けて尽力いただいた。	A
	その他の取組	・射撃場内における銃砲等の取扱いについては、銃刀法、指定射撃場の指定に関する総理府令等関係法令を遵守するとともに地元警察署等の指導を受け、事故発生の防止に努めた。 ・環境配慮の取組状況 使用済みクレーを回収し、再利用のため販売業者に引き渡した。 ・空薬莢を分別回収し、廃棄物処理業者に引き渡した。	計画通り実施し、射台・施設内での事故の発生を防ぐことができた。	A	事故の発生防止に努めていることに加え、環境に配慮した取り組みみについて実施していたと認められる。	A
総　合　評　価			射撃人口の減少及びクレー(標的)・装弾の値上げによる利用者・1人当たりクレー使用の減少及び設備の老朽化による収支の悪化が続いており、利用者増加策や経費削減策も飽和状態で大変厳しい経営が続いている。 今般、宮城県狩猟者確保緊急支援事業補助金を受けることで、借入金で運営している状況から脱却(累積した借入金を返済できる見込み)することになるが、本クレー射撃場との相乗効果による集客が期待できる大口径ライフル射撃場の早期整備を進めていかなければならない。	A	物価高騰による仕入れ値の上昇、光熱費の上昇にともない経営が厳しい状況が続いてる中ではあるが、射撃大会の誘致・開催や自主事業による利用客増加に向けた取り組み等を実施した結果昨年度と比較して収支状況は改善された。 今後も県と指定管理者で連携をとりながら、収支状況の改善に向けた取り組みを実施していく必要がある。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	運転資金不足による借入金は「狩猟者確保緊急支援事業補助金」等で整理することとし、その後の収支についてはR7年の条例改正により利用料金の基準額が引き上げられたことから、仕入れ価額の値上げに対応した迅速な値上げが可能となるが、安易な値上げは同時に利用者の減少につながる恐れがあるため、周辺の射撃場の利用料金との均衡等を考慮するとともに、経費の削減に努めていく。令和8年3月から週2日の定休日となった影響について、5日間の営業日に計画的・効率的に予約できるように、令和5年度に新設したHPの改良に努め、県内外から新規利用者の拡大を図る。	県では、施設の老朽化や集客につながる施設の改善については、指定管理者と協議し、中長期計画を見直しながら段階的に実施するほか、緊急的修繕にも対応してきている。 仕入れ値の上昇にともなう値上げを実施しているため増収とはなっているが、物価高騰等の影響により運営コストも上昇しているため引き続き、射撃大会誘致や自主企画事業等を含めた集客対策・経営改善に努めてほしい。 経営改善に向けては、定期的に収支状況を確認の上、県と指定管理者とで連携しながら、対応策を随時検討・実施していく必要がある。